

北広島町電気自動車用普通充電設備等導入業務 公募型プロポーザル実施要領

北広島町（以下「町」という。）が所有する施設への電気自動車用普通充電設備及び付帯する設備（以下「EV 充電設備等」という。）を設置する事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名 北広島町電気自動車用普通充電設備等導入業務
- (2) 業務内容 別紙「北広島町電気自動車用普通充電設備等導入業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行場所 広島県山県郡北広島町一円
- (4) 履行期間 選定された事業者との連携協定締結日から町との契約により定めるサービスの終了まで

2 業務の目的

町は、令和4年8月に「ゼロカーボンタウン宣言」を行い、実現に向けて住民、事業者等と協働して取り組むための実行計画として「北広島町地球温暖化対策実行計画」を策定している。その計画のひとつとして電気自動車（以下「EV」という。）の普及を掲げており、本業務はEV普及に必要不可欠であるEV充電設備等を設置し、町内の脱炭素化やEV利便性向上に寄与することを目的とする。

3 プロポーザルの実施方法

- (1) プロポーザルは、本業務の実施予定業者（以下「予定業者」という。）を選定する。
- (2) 予定業者の選定にあたっては、北広島町の職員で組織する「北広島町電気自動車用普通充電設備等導入業務予定業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査を行う。
- (3) プロポーザルへの参加資格については、参加申込書等を提出した者の参加資格要件を確認し、提出者へ通知を行う。
- (4) 選定委員会は、選定審査において、企画提案書を提出した者の中から本件業務の予定業者としてふさわしいものを特定する。（以下「特定者」という。）
- (5) 特定者が、協定の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、協定締結の手続きを行うこととする。

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルへの参加資格者は、法人格を有する団体（共同企業体は不可）で、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者
- ②手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、北広島町の指名除外措置を受けている者
- ③施行令第167条の4第2項に該当する者で、町長が入札に参加させないこととした者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は北広島町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者。

(2) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を的確に遂行できること。

(3) 北広島町入札参加資格者名簿〈施設管理 その他〉に登録されている者であること。
ただし、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。

(4) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

(5) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に元請けとして受託した、公共施設へのEV充電設備等設置業務について1件以上の実績を有していること。

5 プロポーザルのスケジュール

内容	日程（期限）	備考
募集開始	令和8年4月3日（金）	閲覧場所：北広島町ホームページ
質問受付	令和8年4月10日（金）まで	提出方法：電子メール
質問回答期限	令和8年4月15日（水）まで	回答方法：北広島町ホームページ
参加申込書の提出	令和8年4月17日（金） 午後5時まで	提出方法：電子メール等
参加承認通知	参加申込書到着、審査後随時	通知方法：電子メール
企画提案書の提出期限	令和8年5月11日（月） 午後5時まで	提出方法：電子メール等
選定審査会（プレゼンテーション）	令和8年5月15日（金） ※変更の可能性あり	北広島町役場本庁
審査結果の通知	令和8年5月22日（金）（予定）	通知方法：電子メール、 北広島町ホームページ

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

質問書（様式5）を作成し、電子メールに添付して提出すること。電話、FAX、口頭及び持参による質問は不可とする。

件名に「北広島町電気自動車用普通充電設備等導入業務への質問」と記載し、電子メール送信後必ず電話により受信確認連絡をすること。

なお、本業務に係る質問以外は回答しない。

(2) 送信先

「7 書類提出及び問い合わせ先」の電子メール番号による。

(3) 回答方法

質問受付期日までに提出されたすべての質問の回答は、「5 プロポーザルのスケジュール」の質問回答期限までに随時、町ホームページに掲載し個別には回答しない。

7 書類提出及び問い合わせ先

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場環境生活課ゼロカーボン推進室

電話：0826-72-7365（内線1355）

電子メール：kitaeco@town.kitahiroshima.lg.jp

8 プロポーザルへの参加申込書の提出（資格審査）

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。

なお、参加申込後、参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式6）を提出すること。プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

<共通>

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要説明書（様式2）
- (3) 業務実績書（様式3）

<北広島町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ>

- (5) 最新決算年度の財務諸表（写し可。貸借対照表及び損益計算書。）
- (6) 町税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）
- (7) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）
- (8) 印鑑証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

9 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込に係る書類の確認後、プロポーザルへの参加の認否を電子メールで通知する。
また、町が行ったEV充電設備等導入希望調査結果（以下「希望調査」という。）を併せて通知する。

10 企画提案書等の提出手続き（選定審査）

プロポーザルへの参加承認を受けた事業者は、以下の書類を企画提案書等の提出期限までに「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。なお、提出後の提案内容等の修正は一切認めない。

（1）提出書類

- ①企画提案書提出届（様式4）
- ②企画提案書（様式自由、全体計画を含む）

（2）作成方法

提出書類は、日本工業規格A4を用い、以下の点に注意し作成すること。

- ①企画提案書は両面印刷、カラー可、20ページ以内、本文フォントサイズ10.5以上で作成すること。
企画提案書の作成にあたっては、仕様書の4 業務概要や、別表 プロポーザルの審査基準を踏まえた独自の提案や、本業務の目的を十分に理解した具体的な提案がされることを期待する。
- ②企画提案書は、仕様書に示す業務概要における実施方法、業務の進行など具体的に記載すること。業務の一部を協力企業に依頼する場合は、協力企業の名称と依頼しようとする作業の内容を記載すること。なお、業務の主たる部分を依頼することは原則として認めない。
- ③上記のうちEV充電設備等設置工事に関係する事業者は、工事に必要な資格を有していることを明記すること。（建設業許可等）
- ④企画提案書は、希望調査により挙げた該当施設へのEV充電設備等の導入可能性及び、現段階において事業者がEV充電設備等の導入を推奨する施設を盛り込むこと。
- ⑤全体計画はEV充電設備等の導入可能性調査から、設置工事、事業者によるサービスの開始、町と事業者の契約満了に伴う契約終了時期及び契約終了後のEV充電設備等の取扱について明記すること。

また、国への補助申請を行う場合はその日程についても明記すること。

（3）提出部数および提出方法

持参又は郵送の場合は、7部（ただし「①企画提案書届出書」は1部のみでよい）作成し提出する。電子メールの場合は、「（1）提出書類①～⑤」の全てを1つのフォルダにまとめて提出する。ただし、メール受信容量が10MBのため、これを超える場合は複数ファイルに分割し、分割送信すること。

提出先は、「7 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

11 審査

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会において総合的に評価を行い、特定者を選定する。ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても6割以上の評価に満たない場合は、選定委員会が対応を検討する。

- ① 実施日時 「5 プロポーザルのスケジュール」による。※変更の可能性あり。
- ② 場 所 北広島町役場 ※別途連絡する。
- ③ 所要時間 1者あたり質疑含めて25分程度（説明15分、質疑10分）
- ④ 説明資料 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書の記載内容等をプロジェクターに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。
- ⑤ 説明機材 プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクター、大型モニター、HDMI ケーブルは本町が用意する。
- ⑥ 出席者 プレゼンテーションの出席人数は最大3名までとする。その際、管理技術者又は主担当者が、必ず出席すること。

(2) 評価項目

別表「プロポーザルの審査基準」のとおり

12 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に通知する。同時に、特定者とその次点者の得点をホームページで公表する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

13 特定者との協定締結

特定者は、町との協議により、企画提案内容を踏まえ詳細な内容を調整したうえで協定内容を決定、協定の締結を行い、EV 充電設備等設置に関する現地調査を行う。

14 特定者との契約締結

特定者は、現地調査により本業務の実行が可能と判断した場合に限り、本業務の目的達成のために必要な範囲内で仕様書の項目を追加、変更、あるいは削除を行ったうえで町と契約締結することができる。

15 その他

(1) 費用の負担

プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①参加申込書及び企画提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②参加申込書及び企画提案書が、町の定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ③参加申込書及び企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④参加申込書及び企画提案書に虚偽に内容が記載されている場合
- ⑤選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル実施要領に定める手続きは除く。）
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑦北広島町の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- ⑧北広島町から指名停止等の措置を受けている場合
- ⑨地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当する場合
- ⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ⑪破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始申立てがなされた場合。
- ⑫北広島町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑬無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ⑭宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑮国税、地方税を滞納している場合
- ⑯その他、プロポーザル実施要領に違反すると認められる場合

(4) その他

- ①参加事業者は、参加申込書及び企画提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ②企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、プロポーザルの審査及び記録としてのみ使用する。ただし、情報公開請求があった場合、北広島町情報公開条例第6条各号の公開しないことができる情報に該当しない場合、提案者の承諾を得ずに提案書類を公開することがある。
- ③参加申込書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- ⑤参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1提案に限る。
- ⑥企画提案者が1者であっても審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、特定者とする。

別表 プロポーザルの審査基準

企画提案書を特定するための審査基準は次のとおりとする。

評価項目	評価視点	配点
全体計画	・全体計画のスケジュールは実施可能な内容か（導入可能性現地調査、国補助事業申請、設置工事、事業完了、その他必要事項）	15
業務概要	・導入するEV充電設備等は国内で一般的に普及し、広く使用されている製品で、品質面において高い信頼性を有しているか	10
	・EV充電設備等の口数や設備容量について、施設の周辺環境及び想定利用数等の具体的な根拠により定める基準や指標を有しているか	10
	・EV充電設備等の維持管理について、保守及びメンテナンスの計画及び体制が適切であるか	10
	・EV充電設備等の設置（導入可能性調査含む）、維持管理、撤去（更新がある場合は更新含む）までのライフサイクルを通して町の費用及び事務負担が軽減される提案であるか	10
	・EV充電設備等の利用者の料金設定に価格優位性があるか。また、問合せ及び苦情に対するカスタマーサポート体制は整っているか。	10
実績 実施体制	・経営状況は安定しているか ・過去に同種業務の実績はあるか ・業務を着実に遂行できる体制（協力企業を含む）及び人員であるか	20
その他	・町内の脱炭素化やレジリエンス強化、EV利用者の増加につながる提案がされているか (例) ・町行政の推進や活性化に資する提案 ・新電力会社との連携に関する提案 ・充電器の出力制御（デマンドコントロール等）に関する提案 ・EV充電設備等の利用促進に資する独自のサービスの提案	15
計		100